

山形県立置賜農業高等学校「学校いじめ防止基本方針」(詳細版)

1 はじめに

いじめとは、生徒に対して、学校の内外を問わず一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいい、全ての生徒に関係する問題である。

けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。また、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。ただし、柔軟な対応による対処も可能である。

なお、インターネット上で悪口を書かれていても、当該生徒がそのことを知らずにいて、心身の苦痛を感じる等に至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的としなければならない。また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、人権侵害にあたる問題であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを目的としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、本校の他、教育委員会、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

〈いじめの態様〉

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話(スマートフォンを含む)等で誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員による指導について

- ① 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておく。

※用語の定義 法：いじめ防止対策推進法 基本方針：いじめ防止のための基本的な方針

- ② 生徒集会やホームルーム活動、部活動などで、校長や教職員が生徒に対して、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。
- ③ 生徒会活動等を利用し、普段からいじめとは何かについて、生徒と教職員が認識を共有する手段を講ずる。(何がいじめなのかを具体的に列挙し、目につく場所に掲示する、学校だより、生徒会だよりに掲載する)
- ④ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業につ

いていけない焦りや劣等感などが、過度のストレスとならないよう一人ひとりを大切にし、分かりやすい授業づくりを進める。また、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して、生徒の居場所や仲間との絆を感じ取ることができるように教育活動を推進する。

- ⑤ 教職員の言動により、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) 生徒に培う力とその取組み

- ① いじめの防止に向けて、生徒には以下のような力を培う。

ア 他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。

イ 自分の存在と他者の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。

ウ 自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら、建設的に調整し、解決していく力や、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。

エ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、運動やスポーツ、読書などで発散したり、友人や教職員に相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。

オ 自己有用感、自己肯定感。

- ② 上記のような力を総合的に培うために、以下のような取組みを行う。

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進。

イ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり。

ウ 部活動や生徒会、農業クラブ活動などとおし、一人ひとりが活躍し、他者の役に立っていると感じられる機会や、困難な状況を乗り越える体験や経験の提供。

エ ボランティア活動や社会貢献活動等の推進。

(3) いじめ防止等のための対策の組織と具体的な取組み

- ① いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を置く。

ア 校内職員：校長（委員長）、教頭（副委員長）、生徒保健部長（生徒指導主事）、学年主任、養護教諭、当該学級担任、保健主事、特別支援コーディネーター、当該部活動顧問

イ 校外：PTA会長、当該学年PTA部会長、スクールカウンセラー

- ② 当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、中核となる役割を担い、下記の具体的な取組みを行う。

ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

・ いじめを正しく理解し、対応するための校内研修、職員会議等の情報提供機会の設定。

・ 学校の教育活動全体を通し、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると自ら感じられる機会を全ての生徒に提供し、自尊感情や自己有用感が高められるようにする。

イ いじめの相談・通報の窓口として対応する。

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録を行い、情報を共有する。

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の組織的対応を行う。

オ いじめ防止対策委員会において、会議を開催した際の記録や生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し保存する。

(4) 生徒の主体的な取組み

- ① 生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等、生徒がいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組みを推進する。

- ② 「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをすることなく、声を上げる勇気も必要である」ことへの理解、性的マイノリティ等多様な生き方への理解を進める。

さらに、いじめの防止等に資する議論等、いじめの防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による学級活動、生徒会活動などの特別活動を促進する。

生徒の主体的な絆づくりの活動や問題解決力を育む活動を通して、多様性を認め合い、いじめそのものを生まない学校づくりを推進する。

- ③ 教職員は、全ての生徒が主体的に参加できる活動になっているかチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(5) 家庭・地域との連携

- ① 社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭が連携し、いじめ防止に係る取組みを推進する。
- ② 学校ホームページやPTA総会、学校だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得る。
- ③ 教育相談を行うに当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

3 早期発見の在り方

(1) 「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫

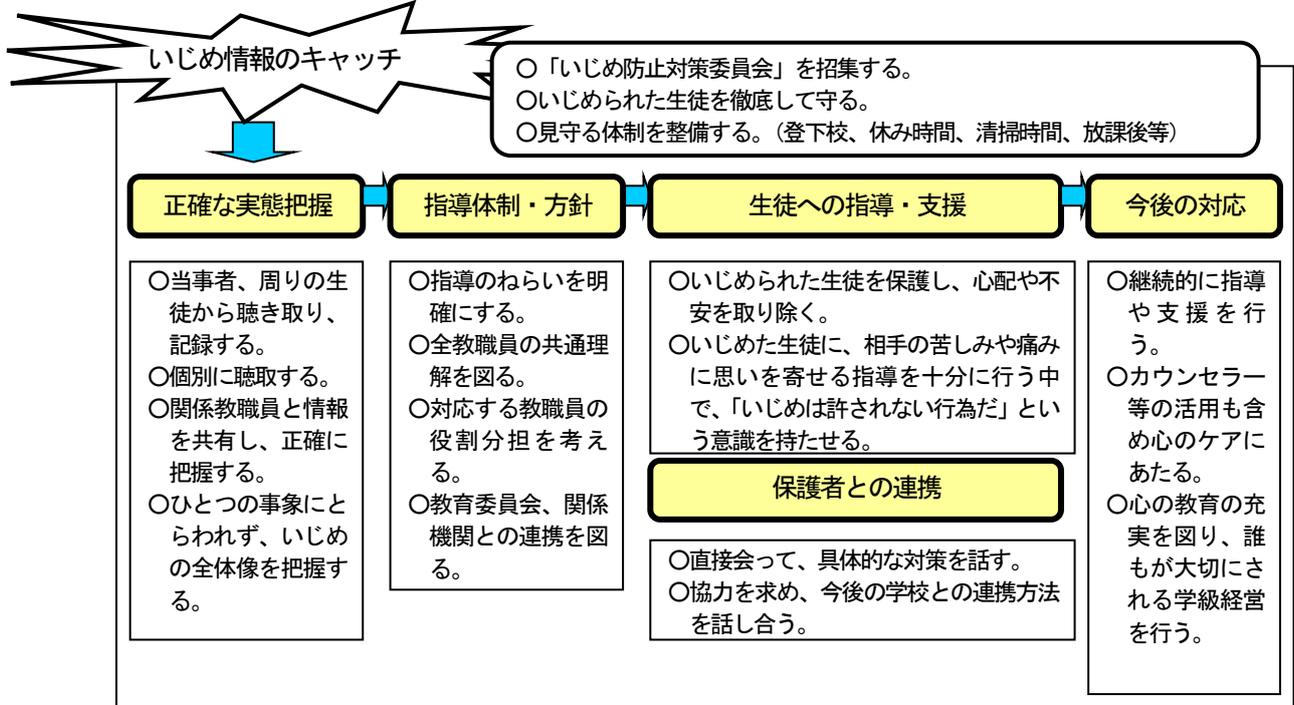
- ① いじめは、目に付きにくい時間や場所、インターネット上で行われるなど、大人が気づきにくいことを認識する。いじめに遭っている生徒の発するサインが小さくても、いじめの疑いを持って声をかけ、積極的に確認していく。また、早い段階から複数の教職員で関わり、決して軽視しない。
- ② いじめに遭った生徒が分かった場合、その生徒の話をよく聴く。いじめられている生徒は、加害側の生徒との人間関係により、いじめられていることを否定することもある。加害生徒とのこれまでの人間関係を洗い出し、被害生徒の心情に寄り添って傾聴していく。
- ③ いじめには、遊びやふざけあいを装って、言葉による攻撃や軽くたたいたり蹴ったりするなどの暴言・暴力等を伴って行われる比較的「目に見えやすいいじめ」がある。こういった「目に見えるいじめ」、もしくは「いじめの芽」と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせるとともに、双方からの事情を聴き、繰り返し同様の行為がないか観察する。

(2) 早期発見のための具体的な取組みの推進

- ① 日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、全教職員の情報の共有により、複数の教職員の目で確認しいじめを積極的に認知するよう努める。
- ② 生徒が相談しやすい環境づくりのために、以下の取組みを推進する。
 - ア 6月及び10月・1月に「いじめアンケート」を実施し、生徒の声を積極的に拾い上げる機会を設定する。その際、生徒が周りの生徒の様子を気にせず記入できるように家庭に持ち帰って記入するようにする。また、その後の個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取っていくなど、工夫して実施する。
 - イ 日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努め、二者面談や家庭訪問の機会を活用し、生徒の悩みや交友関係を把握する。また、休み時間や放課後などの生徒の様子にも目を配る。
 - ウ 生徒・保護者には、学校の他、県教育委員会の相談ダイヤル・メール相談窓口、市町村教育委員会の相談窓口等、いつでも相談できる体制があることを周知し、一人で悩まず声に出していく事が大切であることを啓発していく。
- ③ 生徒の悩みや相談をより多く受け止めるため、学校と家庭、地域が連携・協力する体制を構築する。その際、校内のいじめに関する状況等の情報を定期的に公開し、保護者用チェックシートやいじめに関する保護者アンケートを活用し、家庭と連携して生徒を見守っていく。

- ④ 教職員は、生徒に対しイライラした態度や多忙な様子を見せ続けることは避ける。また、生徒の相談に対し、「大したことではない」「それはいじめではない」などと過小評価したりせず、相談を受け内容に関わらず真摯に対応する姿勢を示す。また、相談された内容は全て学年主任をとおり、生徒保健部長を経由して教頭・校長に報告する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）



(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめの未然防止や早期発見のため、アンケート調査・個別面談等により正確な実態把握に努める。いじめを認知した場合は、直ちに「いじめ防止対策委員会」（窓口：生徒指導主事）に報告し、校長指示の下、指導体制・方針、当該生徒に対する具体的な指導・支援、保護者との連携、今後の対応や実践について決定し、組織的に事案の対応にあたる。

校長は事実について、責任を持って県教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者に連絡する。

- ② いじめ防止対策委員会においては、被害に遭っている生徒、いじめを知らせてきた生徒を守ることを第一とし、速やかにいじめの正確な事実確認を行う。いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「いじめられた生徒が悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた生徒の自尊感情を損なわないよう留意する。

また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う

(2) いじめと認知した場合の対応

- ① 被害生徒及びその保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際は、家庭訪問等により、その日のうちに速やかに保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒やその保護者に対し、徹底して守り通すこと等を伝え、不安を取り除く。また、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。

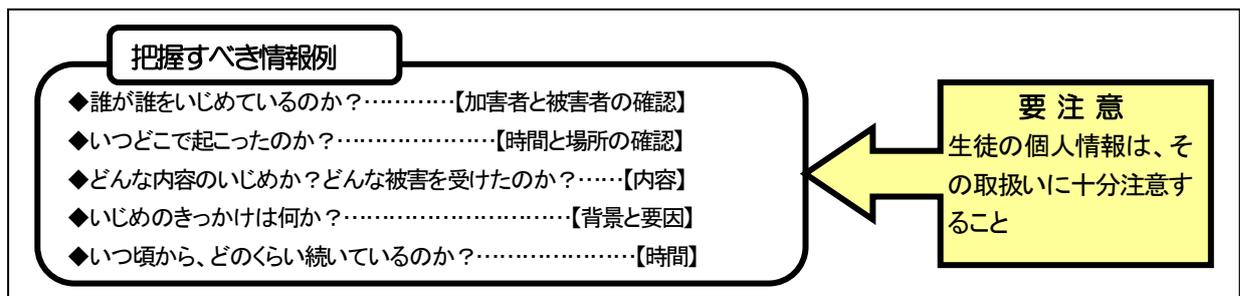
イ いじめられた生徒への対応

いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連

携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導する等、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

ウ いじめられた生徒の保護者への対応

重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い生徒について、当該生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して生徒を支援する体制を整える。



② 加害生徒及び保護者への対応

ア いじめを認知した際の対応

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、いじめを生んだストレスの背景にも寄り添いつつ、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

いじめた生徒に対しては、複数の教職員が連携し必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせるとともに、ストレスの背景を理解し、適切に支援を行うことにより、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ いじめた生徒への対応

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。

いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。いじめた生徒への対応については、成長支援の観点から、いじめた生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分に行い、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて出席停止制度の活用について県教育委員会と協議する。いじめた生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間におけ

る学習の支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。

③ 集団へのはたらきかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、傍観するその姿勢がいじめている生徒にとっては暗黙の支持と受け取られ、結果的にいじめを悪化・深刻化させることにつながることを理解させ、いじめを止めることはできなくても、教員や保護者、他の生徒に知らせることが必要であることを指導する。

はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめた生徒と同様に指導する。

なお、同調していた生徒はもちろん傍観していた生徒にも、自分の問題としてとらえさせるため、いじめられた側の苦しい気持ちを理解させたり、一人一人が具体的な行為についてどのように受け止めたらよいのかを学級全体で考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことを勇気をもって行動できるように指導する。また、見て見ぬふりをすることは、いじめ行為に通じることをしっかりと理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、防止しようという態度を行き渡らせるように指導する。

④ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態について、文部科学省は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるとしている。また、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものと定義している。

2つの条件とは、

1つ、「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、県教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2つ、「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

本校においても、この定義を基にいじめが解消しているかどうかを判断する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめられた生徒及びいじめた生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめられた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまでいじめられた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

5 教育的諸課題から配慮すべき生徒の対応

特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある生徒

発達障がいを含む、障がいのある生徒が関わるいじめについては、教職員が個々の生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。特に、障がいの特性から自分がいじめられていると認識できない生徒もいることから、いじめの定義にとらわれず適切な指導が必要になる場合がある。また、発達障がいの生徒が、相手の迷惑になることがわからなかったり、興味を引くために極端な行為を行ったりすることから、加害者になる可能性があることも忘れてはならない。

指導の際の教職員の何気ない言動が、当該生徒にとって予想以上に強いストレスを感じる言動として受け取られる場合もある。校内研修や職員会議等、その生徒の障がいを理解し適切な対応を学び、指導のあり方について、教職員全体で共通理解を深める場の設定も考慮していく。

(2) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒

海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないように、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

当該生徒に対する支援を行うにあたっては、教師を初めとする大人が当該生徒を理解し尊重することが大切である。さらに、当該生徒の課題を集団全体の課題として共有させることにより、周囲の生徒が当該生徒に対する興味関心を持つ姿勢につなげ、集団として多くのことを学ぶきっかけとすることも大切な視点である。

(3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒

性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、必要な対応について周知する。

常日頃から生徒理解の視点を大切にし、様々な資料等（例 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）（文部科学省）」など）から正しい知識を習得したり、積極的に研修会等で情報収集したりすることにより、教師自ら正しい理解をすることが大切である。

(4) 被災生徒

東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（「被災生徒」という。）については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

本県においては、震災当時から多くの生徒が避難しており、当該の市町村や学校においては適切な支援が行われてきた。年月の経過とともに、被災生徒は減少しているが、それぞれの課題や状況を踏まえ、被災生徒に寄り添いながら支援を行うことが必要である。また、放射線や原発に対する正しい知識を生徒や保護者に対して伝えることにより、正しい理解を促していくことが大切である。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめ

- ① 「ネット上のいじめ」とは、携帯電話・スマートフォンやパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。
- ② 「ネット上のいじめ」には、次のような特徴がある。
 - ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - イ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が行動に移しやすく簡単に被害者にも加害者にもなる。
 - ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の者からアクセスされる危険性がある。
 - エ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒のスマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる可能性がある。
 - オ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒の携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、外部からは見えにくい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、実態を把握することが難しい。
 - カ 一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼす。
 - キ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。
- ③ このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

(2) ネット上のいじめの類型

- ① 「ネット上のいじめ」には様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。
 - ア 掲示板・ブログ・プロフでのネット上のいじめ
特定の生徒の誹謗・中傷を書き込んだり、個人情報を無断で掲載したり、特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行うもの。
 - イ メールでのインターネット上のいじめ
特定の生徒に、誹謗・中傷のメールを繰り返し送信したり、「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信したり、多くのクラスメイトになりすまして、誹謗・中傷などを行うもの。
 - ウ SNSを利用したインターネット上のいじめ
SNSを介して誹謗・中傷の書き込みを行ったり、画像や動画の送信を行ったりすること。グループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うもの。
 - エ その他
口コミサイトやオンラインゲーム上のチャットで、個人情報を書き込んだり、画像を投稿したりすること。掲載された個人情報は、情報の加工が容易にできることから、さらに誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

(1) ネット上のいじめの未然防止

- ① 情報モラル指導の徹底と教員の指導力の向上
 - ア 情報モラル教育について学校全体で取り組み、指導に当たってはそれぞれの教員が、イン

ターネット等に関する知識や「ネット上のいじめ」の実態を県教育委員会による研修会等にて理解し、生徒への情報モラルに関する指導力の向上を図る。

イ 「ネット上のいじめ」は、今後、新たな手口が発生することも考えられる。そのため、常に最新の動向の把握に努める。

② 家庭との連携

ア PTA総会や学年部会、三者面談等の機会を捉え、校内における情報モラルに関する指導状況や生徒のインターネット利用状況等について家庭・地域に情報提供を行い、学校と連携して「ネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早期対応に向けた情報共有や相談活動への協力を求めていく。

イ 各家庭においても、生徒のインターネット利用状況を把握し、「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について話題にするなど、日頃から子どもと話し合う機会を設けるようはたらきかける。また、インターネットの利用に関して家庭におけるルールづくりを行うと同時に、スマートフォン、携帯電話やゲーム機等にフィルタリングをかけ、ペアレンタルコントロールすることで有害情報や濫用を制限していくことについても啓発する。

《情報モラル教育の具体的内容》

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際は、利用のルールやマナーがあり、それらを守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

(2) 早期発見への取り組み

- ① 「ネット上のいじめ」も、現実の人間関係が強く反映されている場合が多い。実際の人間関係をしっかり把握し、いじめられた生徒が見せる小さな変化やサインを見逃さず、被害生徒の心に寄り添いながら傾聴し、きめ細かな支援を行う。
- ② 県教育委員会が実施している「ネット被害防止スクールガード事業」を活用し、インターネット上のサイト利用や書き込み等、不適切なものが報告された場合、当該生徒を指導し、削除等の対応を行う。また、必要に応じて削除依頼や警察等への通報の対応を行う。
- ③ SNSや携帯電話、スマートフォンのメールを利用したいじめについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。このため校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者にも学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

(3) 早期対応への取り組み

- ① インターネット上の不適切な書き込みや画像・動画の掲載等については、被害の拡大を避けるため、迅速かつ徹底的に削除する措置をとる。
特に名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて「ネット被害防止スクールガード事業」業務委託業者の協力を求める。この対応は、生徒、保護者、教員等からの情報をもとに、生徒保健部が窓口となり、学年と連携して実施する。
- ② 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに当該所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③ 校内において「ネット上のいじめ」が認知された際は、上記いじめ防止対策委員会により適切に対応する。

《掲示板等に書き込みや掲載があった場合の具体的対応》

- ① 書き込み内容や掲載内容の確認
 - 書き込みや掲載のあった掲示板のURLや不適切なメール等を控えるとともに、書き込みや掲載内容をプリントアウトして、内容を保存するようにする。
 - 掲示板等の中には、パソコンから見るできないものもある。その場合は、携帯電話やスマートフォン等から掲示板等にアクセスする。また、携帯電話・スマートフォン等での誹謗・中傷の場合は、プリントアウトが困難なため、スクリーンショットやデジタルカメラで撮影して内容を保存する。
- ② 掲示板等の管理者に削除依頼
 - 掲示板等のトップページを表示し「管理者へのメール」や「お問い合わせ」から、削除依頼のメールを送信する。削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、事前に「利用規約」等書かれている削除依頼方法を確認する。
 - 削除依頼を行う場合は、個人のメールアドレスは使わず、学校等のパソコンやメールアドレスから行う。また、削除依頼を行うメールについて、個人の所属・氏名などを記載する必要はない。掲示板等の管理者に、個人情報悪用されることなどがないよう注意する。
- ③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼
 - 掲示板等の管理者に依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合は、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。
- ④ 削除依頼しても削除されない場合
 - 送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。それでも削除されない場合は、当該所轄警察署や山形地方方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

7 重大事態への対処

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月文部科学省）に基づく。

(1) 重大事態の意味

ア) いじめにより、当該児童生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるとき。

イ) いじめにより、当該生徒が「相当の期間」（年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合にはこの限りではない）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき。

＜「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース＞

- 生徒が自殺を凶った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

ウ) 上記ア)とイ)以外の事案について、重大事態として対処する必要があると判断したもの。

(2) 重大事態への対処の基本的な姿勢

- いじめがあったのではないかという姿勢で事実に向き合う。
- 生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- 調査は迅速かつ計画的に行う。
- 生徒及び保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- 生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。
- 学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。

- 調査の対応と並行して、対象生徒への心のケアや必要な支援、関係生徒に対する指導及び支援等に取り組む。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

(3) 重大事態への対処の留意点

生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性が高いことから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

いじめられた生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、県教育委員会及び学校が、可能な限り自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、または新たな事実が明らかになる可能性もある。このため、決して、いじめられた生徒・保護者が望まないことを理由として、自らの対応を検証することを怠ってはならない。重大事態の調査は、いじめられた生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、県教育委員会及び学校は、いじめられた生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。決して、安易に、重大事態として取り扱わないことを選択するようなことがあってはならない。

(4) 基本的な対処

- ① 校長は重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した際は、直ちに県教育委員会を通じて知事へ事態発生について報告する。当該重大事態に係る対応についての経過も同様に報告する。
- ② 不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応する。
- ③ 当該重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときには、直ちに所轄米沢警察署生活安全課に通報する。
- ④ 重大事態が発生した場合には、その事態に対処するとともに、速やかに事実関係を明確にするための調査を実施する。（初期アンケートは3日以内）この調査を行う主体や調査組織については、県教育委員会において判断する。この調査を行うに当たっては、第三者の参画を得て、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑤ この調査によって得られた調査結果等の必要な情報は、当該生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。

いじめ（いじめの疑いを含む。）により、以下の状態になったとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例

◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

① 生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

- 心的外傷後ストレス障害と診断された。○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

③ 金品等に重大な被害を被った場合

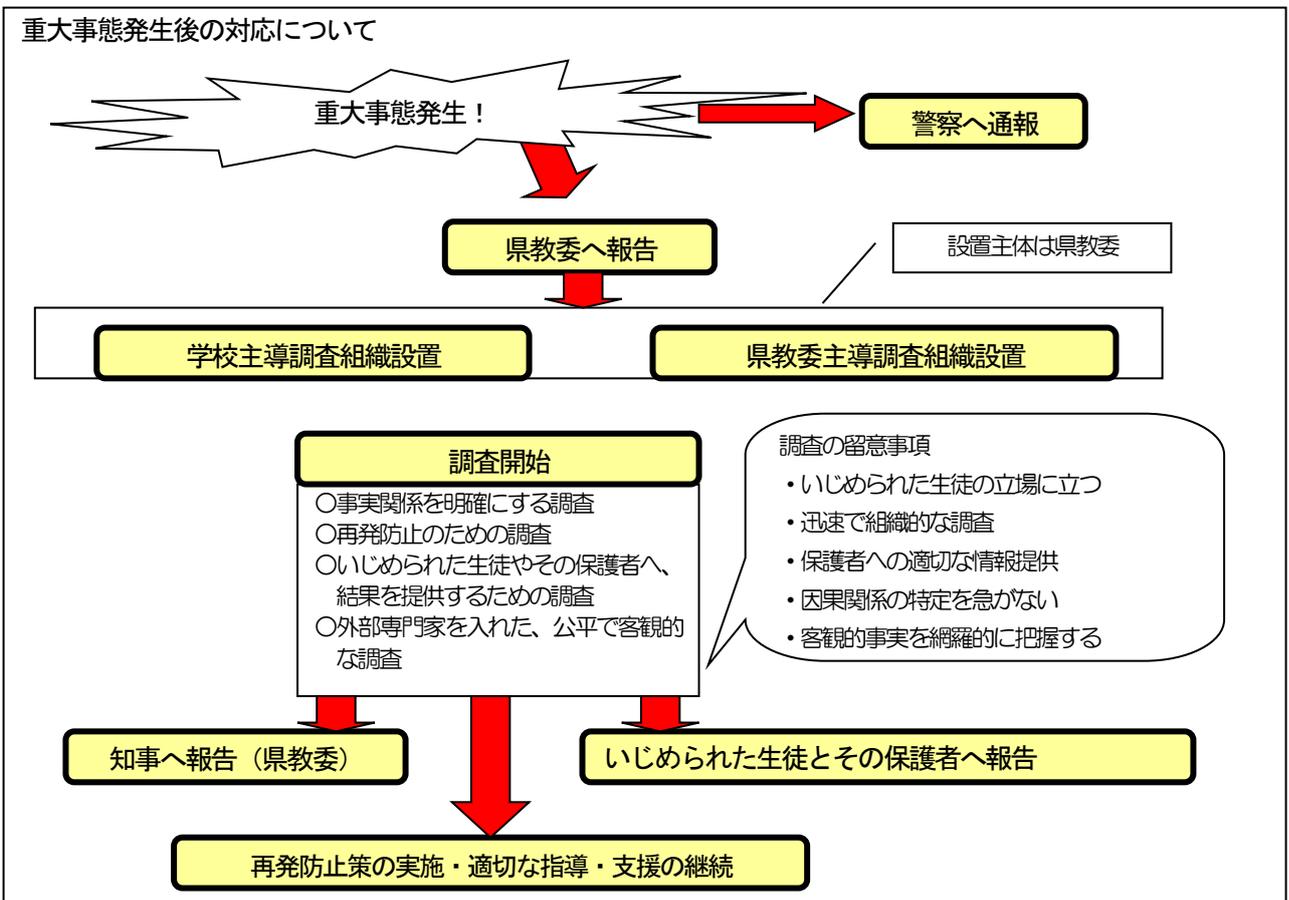
- 複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

(5) 重大事態の発生と調査



① 県教育委員会への報告

学校は、重大事態（疑いがあると認められるときも含む）が発生した場合、県教育委員会を通じて知事へ報告する。

② 調査の趣旨及び調査主体

ア この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

イ 調査の主体は、学校が主体となって行う場合と、県教育委員会が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、県教育委員会が判断する。

③ 調査を行うための組織

その事案が重大事態であると判断したときは、速やかに、当該重大事態に係る調査を行うため、その下に組織を設ける。

ア 学校が調査の主体となる場合、県教育委員会から必要な指導及び人的措置も含めた支援を得ながら、調査の迅速性を図るためにいじめ防止対策委員会を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

イ 県教育委員会が調査の主体となる場合、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で、職能団体や大学、学会からの推薦等により当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）により構成される山形県いじめ問題審議会を中心として調査を実施する。

ウ 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態を以下に示す。

- ・ 対象生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態。
- ・ 対象生徒と関係生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態。
- ・ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態。

④ 対象生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

ア 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図る。

イ 事前説明は、2段階に分けて行う。

- ・ いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項。
- ・ 調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項。

ウ 関係生徒・保護者への説明を行う。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

ア 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような内容であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケートや聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・ いじめられた生徒の身体・心情等には十分配慮するとともに、場合によってはいじめられた生徒から直接聴き取りを行わないという判断をする場合もありうる。
- ・ 事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・ いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

ウ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

- ・ 生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後について協議し、調査に着手する。調査方法は、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取りなどとする。

(3) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行う。
- ② これらの情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。この場合、いたずらに個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ③ 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査に先だって在校生やその保護者に説明する必要がある。
- ④ 学校として、自らの対応にたとえ不都合なことがあったとしても全てを明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、被害生徒・保護者に対して調査の結果について適切に説明を行う。
- ⑤ 調査結果については、県教育委員会を通じて県知事に報告する。調査の報告にあたっては、可能な限り、その重大事態と同種の事態の発生の防止に資するものとなるよう配慮する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて送付する。

自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。学校外のことで生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、自殺に至るまでに学校が気づき、救うことができた可能性がある。したがって、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、学校として、適切に事実関係を調査し、再発防止策を講ずる責任を有しているということを認識する。この調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意の上で行う。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。

- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。状況が把握できていない段階で、早々にトラブルや不適切な対応の有無を判断したり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

- 関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

8 点検・評価と不断の見直し

(1) 学校評価等を通しての点検・評価

- ① いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立てる。
- ② 目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- ③ いじめ防止対策委員会は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、いじめの取り組みが計画どおりに進んでいるかチェックし、いじめ対処のケース検討や課題をまとめ、必要に応じた計画の見直しについて、PDCA サイクルで検証を行う。